

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	担当課
介護	65歳以上の方 または介護認定を受けている方	介護保険被保険者証等の返還 介護保険料の精算に関する届出	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなった方の介護保険被保険者証(ピンク) 亡くなった方の介護保険負担割合証(緑)(該当の方) 亡くなった方の負担限度額認定証(白)(該当の方) 	高齢福祉課 1階15番窓口 (内線 143・726・753)
高齢者	緊急通報装置の貸与を受けている方	中止届の提出 緊急通報装置の撤去・返還(装置の取り外し、持ち込みが難しい方は右記までご連絡ください。) 負担額の精算	<ul style="list-style-type: none"> 緊急通報装置 本体 ペンダント型発信機 	高齢福祉課 1階15番窓口 (内線 142・743)
	福祉電話の貸与を受けている方	中止届の提出 福祉電話機の撤去・返還(機器の取り外し、持ち込みが難しい方は右記までご連絡ください。) 負担額の精算	<ul style="list-style-type: none"> 福祉電話機 本体 付帯機器 	
	GPS発信機の貸与を受けている方	中止届の提出 GPS発信機の返還	<ul style="list-style-type: none"> GPS発信機 本体 充電器などの付帯機器 	
	要介護認定者福祉タクシー助成券の交付を受けている方	福祉タクシー助成券の返還	福祉タクシー助成券	
	家族等介護用品(紙おむつ・尿取りパッド)の支給を受けている方	中止届の提出	右記にご連絡ください。	
	在宅福祉サービス利用券をお持ちの方	サービス利用券の払い戻し ※利用券には期限がありますのでご注意ください。	<ul style="list-style-type: none"> サービス利用券 600円券(黄色)1冊 5枚つづり 300円券(緑色)1冊10枚つづり 	阿見町社会福祉協議会 (総合保健福祉会館内) 029-887-0084
健康保険	国民健康保険に加入している方または国民健康保険に加入している方の居る世帯主の方	資格喪失 保険証及び認定証の返還 葬祭費の支給申請 (世帯主の場合)世帯内の加入者全員の保険証及び認定証の書換	<ul style="list-style-type: none"> ●国民健康保険に加入している方の場合 亡くなった方の被保険者証 亡くなった方の限度額適用認定証 喪主の方がわかるもの(会葬礼状、葬祭の領収書等) 喪主の方の口座がわかるもの(基本的に喪主の口座) 喪主の方の印鑑(認印) ●国民健康保険に加入している方のいる世帯主の場合 加入している方の被保険者証 限度額適用認定証 	国保年金課 1階 7番窓口 (内線131~133)
	後期高齢者医療保険に加入している方	保険証及び各種認定証の返還 葬祭費支給申請 高額療養費等の振込口座の変更	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなった方の被保険者証 亡くなった方の各種認定証(お持ちの方) 喪主の方がわかるもの(会葬礼状、葬祭の領収書等) 喪主の方の口座がわかるもの(基本的に喪主の口座) 喪主の方の印鑑(認印) 相続人代表となる方の印鑑(認印) 相続人代表となる方の振込先口座がわかるもの 	国保年金課 1階 7番窓口 (内線134・135)
区分	対象者	主な手続き	必要なもの	担当課
年金	年金を納付している方 年金を受給している方	お亡くなりになった方の年金の受給や納付状況、また手続きされる方との関係により、手続き内容が異なりますので、まずは右記の担当課にお問い合わせください。 また、お手続きが年金事務所、共済組合等になる場合があります。		国保年金課 1階8番窓口 (内線 136,137) 土浦年金事務所 電話 029-825-1170
	農業者年金を受給している方	死亡届 未支給年金請求	<ul style="list-style-type: none"> ※下記以外に他の書類等も必要ですので、まずは右記の窓口でご相談ください。 亡くなった方の年金証書 亡くなった方と未支給年金請求者との続柄を確認できる戸籍謄本等の写し 請求者となる方の預貯金通帳 請求者となる方の印鑑(認印) 	農業委員会事務局 (内線186) ※手続きはJA水郷つくば阿見支店で行います。 029-887-8551
	恩給を受給している方	総務省恩給相談窓口へ直接お問い合わせください。		総務省恩給相談窓口 03-5273-1400

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	担当課
税	町・県民税(住民税)が課税されている方	相続人代表者指定届出	・被相続人の死亡や被相続人との相続関係が確認できる戸籍謄本等の写し(本籍地が阿見町内ではない場合)	税務課 1階2番窓口 内線151,152,156
	原動機付自転車・小型特殊自動車を所有している方	名義変更または廃車	・相続人となる方の本人確認書類 ・相続人であることが分かる書類 ・ナンバープレート(廃車の場合) ※毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。 名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。	
	二輪の軽自動車・二輪の小型自動車を所有している方		右記の窓口にお問い合わせください。 ※毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。 名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。	税務課 内線152 (手続きは下記機関) 茨城運輸支局 土浦自動車検査登録事務所 電話 050-5540-2018
	軽自動車を所有している方		右記の窓口にお問い合わせください。 ※毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。 名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。	税務課 内線152 (手続きは下記機関) 軽自動車検査協会 茨城事務所 土浦支所 電話 050-3816-3106
	原動機付自転車や軽自動車等を所有しており、上記の名義変更等の手続きが4月1日までに間に合わない人	相続人代表者届出	・相続人代表となる方の本人確認書類(運転免許証等)	税務課 1階2番窓口 内線152
	町内に固定資産をお持ちの方	相続人代表者指定届出	・被相続人の死亡や被相続人との相続関係が確認できる戸籍謄本等の写し(本籍地が阿見町内ではない場合)	税務課 1階2番窓口 内線153~155,703
	共有名義の固定資産をお持ちの方で共有代表をされていた方	共有代表者変更届出		
	未登記家屋をお持ちの方	未登記家屋所有者申請	・遺産分割協議書等の所有権を確認できる書類の写し	
区分	対象者	主な手続き	必要なもの	担当課
子ども	児童手当支給対象の児童の方	受給事由消滅 または 減額改定	・受給者である方(保護者等)の印鑑(認印)	子ども家庭課 1階10番窓口 (内線 119)
	児童手当を受給している方	受給事由消滅 未支払請求認定請求	事前に右記にお問い合わせください。	
	児童扶養手当支給対象の児童の方	資格喪失届 または 額改定(減額)	・受給者である方(保護者等)の印鑑(認印) ・資格喪失の場合は児童扶養手当証書	
	認可・認可外保育施設等在園児の保護者の方	支給認定変更申請	事前に右記にお問い合わせください。	子ども家庭課 1階10番窓口 (内線 116・708)
マル福	・重度心身障害者マル福制度 ・小児マル福制度 ・妊産婦マル福制度に該当している方	受給者証の返還	・亡くなった方のマル福受給者証	国保年金課 1階7番窓口 (内線 134・135)
	・ひとり親家庭マル福制度に該当している方	受給者証の返還 振込口座の変更	・亡くなった方のマル福受給者証 ・保護者等の印鑑(認印) ・保護者等の振込口座のわかるもの	
	・小児マル福制度に該当している方の保護者の方	振込口座の変更	・保護者等の印鑑(認印) ・保護者等の振込口座のわかるもの	

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	担当課
障がい	身体障害者手帳 療育手帳 精神保健福祉手帳 をお持ちの方	手帳返還	・亡くなった方の手帳	社会福祉課 1階14番窓口 (内線 161)
	自立支援医療受給者証をお持ちの方	受給者証返還	・亡くなった方の「自立支援医療受給者証」	
	受給者証(障害福祉サービス又は通所)をお持ちの方	受給者証返還	・亡くなった方の「障害福祉サービス受給者証」または「通所受給者証」	
	障害者扶養共済制度に加入している方	(障害者の保護者の方が亡くなったとき) 支給金請求	・亡くなった加入者(保護者)が除かれた住民票の写し ・年金受給者(障害者)の住民票の写し ・年金受給者(障害者)の印鑑(認印) ・年金受給者(障害者)の振込先口座がわかるもの ・医師が発行する死亡診断書(原本又は原本証明されたもの) ・加入日から2年以内に亡くなった場合は死亡診断書に代わって死亡証明書(指定様式)	
		(障害者の方が亡くなったとき) 弔慰金請求	・加入者(保護者)の住民票の写し ・亡くなった障害者が除かれた住民票の写し ・加入者(保護者)の印鑑(認印) ・加入者(保護者)の振込先口座がわかるもの	
		扶養共済年金受給者が亡くなったとき	・死亡(重度障害)届書 ・年金受給者(障害者)が除かれた住民票の写し ・年金管理者もしくは手続きされる方の印鑑(認印)	
	特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当を受給している方	資格喪失届 または 資格消滅届	・相続される方の印鑑(認印) ・相続される方の振込先口座がわかるもの ・住民票、又は戸籍謄本等	
	在宅心身障害児福祉手当を受給している方	資格喪失届 または 資格消滅届	・相続される方の印鑑(認印) ・相続される方の振込先口座がわかるもの	
阿見町福祉タクシー利用券をお持ちの方	阿見町福祉タクシー利用券返還	・亡くなった方の「阿見町福祉タクシー利用券」		
いばらき身障者等用駐車場利用証をお持ちの方	いばらき身障者等用駐車場利用証返還	・亡くなった方の「いばらき身障者等用駐車場利用証」		
区分	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
町営住宅	名義人が亡くなった場合で、同居している方が名義人の配偶者(または60歳以上の方・障がい者等)を含む場合で継続して入居を希望する方	町営住宅承継入居承認	・町営住宅承継入居承認願 ・戸籍謄本及び住民票の写し(世帯全員のもの) ・所得証明書または源泉徴収票 ・保証人関係書類(誓約書・入居者及び保証人の印鑑証明・所得証明書または納税証明書) ※継続して住宅に入居するためには、事由の発生から 15日以内 に承継の手続きが必要です。 承継をしない場合は、速やかに住宅を返還する必要があります。 ※条件により承継できない場合があります。 詳細は右記にお問い合わせください。	都市整備課(内線716) 問い合わせ先 一般財団法人 茨城県住宅管理センター 電話 029-853-1369 受付時間:月～金曜日 8:30～17:15 (祝祭日及び年末年始期間を除く)
	名義人が亡くなった場合で、上記以外の方	町営住宅返還	・町営住宅返還届 ※速やかに住宅を返還していただくことが必要となります。 詳細は右記の問い合わせ先までにお問い合わせください。	
	名義人以外の同居する方が亡くなった場合	町営住宅同居者異動届出	・町営住宅同居者異動届 ・住民票(世帯全員のもの) ※事由の発生から 30日以内 に異動届を提出してください。 詳細は右記の問い合わせ先までお問い合わせください。	

上下水道	<ul style="list-style-type: none"> 水道等(水道・公共下水道・農業集落排水)の契約者が亡くなり、契約を引き継ぐ方 	水道等の契約者の名義変更	<ul style="list-style-type: none"> 右記にご連絡ください。 	上下水道課 お客様センター (029-889-5151)
	<ul style="list-style-type: none"> 井戸を使用している(水道併用含む)公共下水道使用者、全ての農業集落排水使用者で世帯構成員が亡くなった世帯 	世帯人数の変更	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道(農業集落排水)使用者変更届(右記の窓口にあります) 手続きする方の印鑑(認印) 	
	<ul style="list-style-type: none"> 受益者負担金(受益者分担金)を納付中の方 	受益者負担金の受益者変更	<ul style="list-style-type: none"> 下水道事業(農業集落排水事業)受益者異動届(右記の窓口にあります) 新たに受益者となる方の印鑑(認印) 	
	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽管理者の方が亡くなり、管理を引き継ぐ方 	浄化槽管理者の変更	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽管理者変更報告書(右記の窓口にあります) 新たに浄化槽管理者となる方の印鑑 	
	<ul style="list-style-type: none"> 独居の方 	<ul style="list-style-type: none"> 水道等の中止 浄化槽の休止 	<ul style="list-style-type: none"> 水道等の中止 右記にご連絡ください。 浄化槽の休止 浄化槽休止等報告書(右記の窓口にあります) 手続きする方の印鑑(認印) 	